

## 第2章 災害時要援護者登録制度

### 1 災害時要援護者登録制度について

災害時に支援を希望する要援護者本人の同意に基づき、氏名や住所等の情報を「災害時要援護者名簿」に登録します。登録者のうち、平常時からの名簿情報提供に同意した者のみを記載した名簿（同意者名簿）を地域支援組織（※1）に提供して情報の共有を図り、地域住民や諸団体と行政が連携して災害発生時における要援護者に対する安否確認や避難誘導などの支援体制を整備することにより、要援護者が安心して暮らすことのできるまちづくりの推進を図るものです。

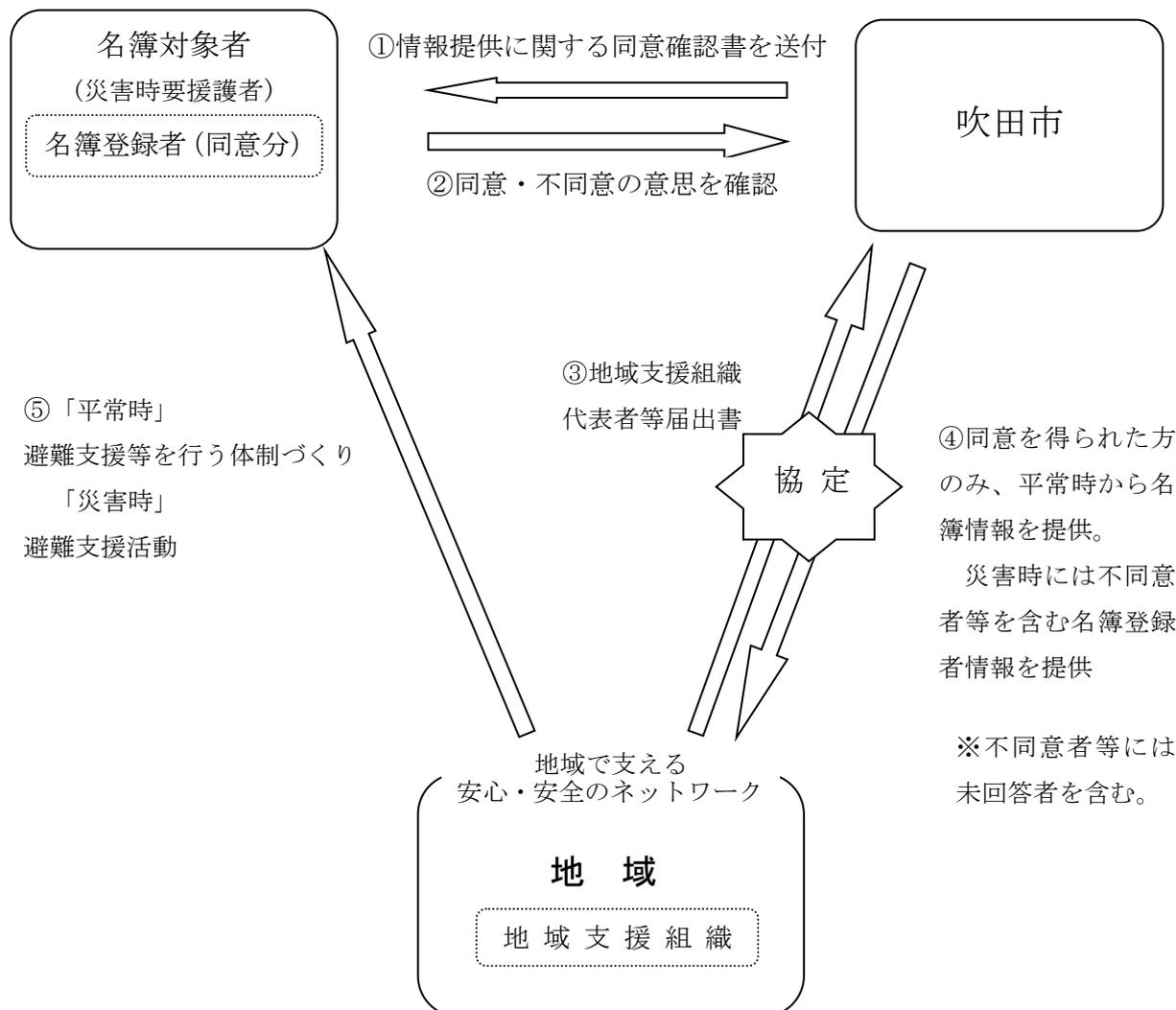
市では、平成21年度（2009年度）より要援護者の登録に当たっては、市報等（ホームページ、ちらし、回覧板等）により、広く制度を周知するとともに、登録を呼びかける「手上げ方式」と、地域支援組織、民生委員・児童委員、また、ケアマネジャーやヘルパー、事業所等から直接、要援護者へ働きかけ登録の呼びかけ及び勧奨をする、「同意方式」との併用により行ってきました。

平成25年（2013年）6月の災害対策基本法改正に伴い、市が対象者の範囲を定め、名簿を作成する「行政情報集約方式」に、これまでの「手上げ・同意方式」を加え、新たな災害時要援護者登録制度として取組んでいます。

※1 地域支援組織とは……平常時から災害時要援護者の状況把握や支援者の確保など必要な支援体制の構築に努める自治会、自主防災組織（※2）等であって、災害時要援護者に対し、災害情報の伝達、安否確認及び避難誘導等の支援を行い、「地域支援組織代表者等届出書」により市長に届出した団体。

※2 自主防災組織とは……連合自治会、青少年対策委員会、体育振興（協議）会、民生委員・児童委員、防犯協議会、小中幼PTA、高齢クラブ、福祉委員会など地域で活動する団体で構成される、「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づき、自主的に結成する組織で、災害による被害を予防し、軽減するための活動を行う組織。

## 制度のフロー図



## フロー図の説明

①	名簿対象者に対して、同意確認書を送付する。
②	名簿対象者は同意・不同意の意思を示した同意確認書を返送する。
③	地域支援組織は、代表者等届出書を提出し、市とあらかじめ協定を結ぶ。
④	②で同意の意思表示をした者のみの名簿を地域支援組織に提供する。災害時には不同意者等を含む名簿登録者情報を地域支援組織に提供する。
⑤	地域支援組織は平常時には見守り活動や防災訓練に、災害時には安否確認や避難誘導などの避難支援活動に名簿を活用する。

## 2 対象とする災害時要援護者

名簿作成の対象とする災害時要援護者は、下記のとおりとします。

- (1) 身体障がい者障害程度等級表の級別が「1級」又は「2級」の者
- (2) 療育手帳の障害程度が「A」の者
- (3) 精神障がい者保健福祉手帳の障害等級が「1級」の者
- (4) 要介護認定が「要介護3～5」の者
- (5) 75歳以上の独居の者
- (6) 75歳以上のみの世帯の者
- (7) その他、避難するうえで何らかの支援が必要な者 …………… 本人等からの申し出によるもの

フロー図  
①②③④⑤

なお、名簿の対象者が希望すれば、名簿から除外します。

例：家族と同居しているが昼間は支援する人がいない高齢者の方、妊産婦、乳幼児とその保護者、日本語の理解が十分でない外国人など

## 3 災害時要援護者名簿の作成

### (1) 名簿の作成方法

名簿への登録は、次に定める方法によるものとします。

#### ア 行政情報集約方式

市で把握している以下の台帳等に記載されている要介護認定高齢者や障がい者等の情報及び住民基本台帳情報を集約することで対象者を把握し、名簿に登録する方式

- (ア) 身体障がい者手帳交付台帳
- (イ) 療育手帳交付台帳
- (ウ) 精神障がい者保健福祉手帳交付台帳
- (エ) 介護保険受給者台帳
- (オ) 住民基本台帳

#### イ 手上げ・同意方式

市報等（ホームページ、ちらし、回覧板等）により、広く災害時要援護者支援制度を周知することにより、対象者自らの申し出を受け名簿に登録する手上げ方式及び民生委員・児童委員や地区福祉委員、ケアマネジャーやヘルパー、事業所等から対象者へ登録を呼びかけ、本人の同意を得ることにより名簿に登録する同意方式

## (2) 記載する内容

名簿は、以下の情報を記載するものとし、様式は別に定めます。

ア 氏名

イ 生年月日

ウ 性別

エ 住所又は居所

オ 電話番号、FAX番号

カ 避難支援等を必要とする事由

キ 緊急連絡先

ク 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

## (3) 避難支援等関係者となる者

市と協定を結んだ地域支援組織が平常時から避難支援等関係者となります。また、災害時においては、民生委員・児童委員、吹田市社会福祉協議会、警察、消防、自衛隊等も避難支援等関係者となります。

## 4 災害時要援護者名簿の提供、管理

### (1) 同意者名簿の提供

市は、災害発生時又は発生のおそれのある場合に迅速な要援護者支援が行えるよう、平常時から、同意者名簿を地域支援組織へ提供します。

ただし、名簿の提供に当たっては、地域における「支援組織名」並びに支援組織の「代表者」「副代表者」「名簿管理責任者」を届出るものとし、市は、届出のあった地域支援組織と災害時における要援護者の支援活動及び個人情報保護に関する協定を締結します。

### (2) 災害時要援護者名簿等の保管

【地域】 地域支援組織…当該地域の同意者名簿を保管

【市】 福祉総務室……行政情報集約方式の同意確認書の原本を保管

(福祉部救護班) 手上げ・同意方式の申請書等の原本を保管

すべての名簿登録者（同意者・不同意者等）の災害時要援護者名簿を保管

危機管理室……すべての名簿登録者（同意者・不同意者等）の災害時要援護者名簿を保管

消防本部……同意者名簿を保管

### (3) 災害時要援護者名簿の更新

市は、半年に一度、災害時要援護者名簿を更新し、同意者名簿を地域支援組織へ提供します。

### (4) 守秘義務の徹底

市は、地域支援組織に同意者名簿を提供するに当たっては、災害時要援護者支援以外の目的に使用しないことや名簿の保管場所を定めることなど、個人情報の適正な取扱いと権利利益の侵害の防止を徹底するよう努めます。

また、地域支援組織が、災害時要援護者支援のために支援者間で名簿の情報を共有する場合にあっては、「名簿管理責任者」は、名簿受領書や閲覧記録簿を活用し災害時要援護者情報の所在を常に把握しておくとともに、名簿の取扱いについての注意書を交付するなど、個人情報の保護に努めます。

市は、名簿の複写について、必要最小限にとどめるよう説明に努めます。

## 第3章 避難支援体制の整備

### 1 基本的な考え方

地震や風水害等の大規模災害発生直後は、全市的に被害がおよび、道路が分断されていたり、火災が発生していたりと、公的機関による救援活動にも限界があり、災害時要援護者に対して十分な避難支援や救護が行えないことが予想されます。

そのため、個別具体的な災害時要援護者の支援については、災害時要援護者の自助及び地域住民における相互支援活動による共助を基本とし、地域支援組織や各種団体・関係機関が連携強化を図り、災害時要援護者への避難支援体制の整備を目指すものとします。

市は、吹田市地域防災計画等に基づき、関係機関相互の連携強化を図りながら、災害発生時における迅速な公助の実施及び災害時要援護者を含めた市民の防災意識の向上に努めるものとします。